

自転車交通安全クイズ

回答編

自転車の交通ルールは、全て道路交通法により定められています。違反をすると、罰金などが科せられる場合があります。

誤った箇所がある場合は、これを機会に正しい交通ルールを学びましょう。

A 1 (O) 2台以上の自転車と並んで走ってはいけません。

※違反すると、2万円以下の罰金または料料

A 2 (X) 自転車は、歩行者の通行を妨げることとなる場合は、一時停止をしなければなりません。歩行者が優先です。

※違反すると、2万円以下の罰金または料料

A 3 (X) 一時停止の標識がある交差点では、停止線の手前で一時停止しなければなりません。

※違反すると、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

A 4 (X) 自転車は原則車道通行で、進行方向の車道の左側を通行しなければなりません。

※違反すると、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

A 5 (O) 自転車の運転者は、安全運転をするために、ハンドルやブレーキを確実に操作し、他人に危害を及ぼさない速度と方法で運転しなければなりません。

※違反すると、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

A 6 (O) 携帯電話を使用しながら自転車を運転してはいけません。

※携帯電話の使用については、道路交通法において明確に禁止されていませんが、片手運転、わき見運転となるなど危険な行為のため、警察官からの指導、警告の対象となります。この状態で事故を起こすと、結果的に、安全運転義務違反を問われる場合があります。

※違反すると、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

A 7 (O) 自転車は、交差点に入ろうとする場合や通行するときは、交差道路を通行する車両等や、横断中の歩行者に注意を払い、安全な速度と方法で進行しなければなりません。

※違反すると、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

A 8 (O) 妨げてはいけません。監護者の付き添わない児童・幼児の通行を妨げた場合、車いすを利用している者、色白または黄色の杖を携えた身体障がい者、盲導犬を連れた目の見えない者を妨げた場合、

※ 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

A 9 (X) 傘をさして運転してはいけません。

※ 違反すると、5万円以下の罰金

A 10 (O) 夜間に自転車を運転するときは、ライトを点灯しなければなりません。また、後面は、尾灯又は反射器材をつけなければなりません。

※ 違反すると、5万円以下の罰金

A 11 (X) 自転車は車両です。自動車と同じように、飲酒運転はしてはいけません。

※ 酒酔い運転をした場合、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

A 12 (O) 請求される場合があります。

《自転車での加害事故例》

賠償額 (※)	事故の事例
5,438万円	成人男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性（55歳）と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。 (東京地方裁判所、平成19年4月11日判決)
5,000万円	女子高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、前方を歩行中の看護師（57歳）の女性と衝突。看護師には重大な障害（手足がしびれて歩行が困難）が残った。 (横浜地方裁判所、平成17年11月25日判決)
3,124万円	男子中学生が夜間、無灯火で自転車を走行中、対面歩行の女性（75歳）と衝突。女性には重大な障害（後遺障害2級）が残った。 (名古屋地方裁判所、平成14年9月27日判決)

社団法人 日本損害保険協会発行「知っていますか？自転車の事故」より

(※) 賠償額とは、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です（上記金額は概算額）。

A13 (O) 自転車利用者のための任意保険はあります。

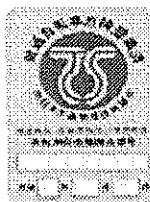
なお、すでに加入している自動車保険などがある場合は、その特約で自転車の交通事故に対応できるものもあります。加入内容を確認してみましょう。

(参考) ☆TSマークもあります。

自転車保険の1つとして「TSマーク付帯保険」があります。この保険は、自転車安全整備店で有料の点検整備を受け、写真のTSマークを自転車に貼ってもらうことで損害保険・賠償責任保険が付きます。



第1種
TSマーク



第2種
TSマーク

区分	傷害保険		賠償責任保険	
	入院 15日以上	死亡 重度障害	死亡 重度障害	限度額
第1種 TSマーク	一律 1万円	一律 30万円	1,000万円	1,000万円
第2種 TSマーク	一律 10万円	一律 100万円	2,000万円	2,000万円

(保険の有効期間は点検日から1年間です。)